

『指定介護老人福祉施設』 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設はご契約に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 小松島敬和会 |
| (2) 法人所在地 | 徳島県小松島市坂野町字櫛のべ3 2 番地の1 |
| (3) 電話番号 | 0 8 8 5 - 3 7 - 3 0 0 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 藤野 和也 |
| (5) 設立年月日 | 平成7年4月1日 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の目的 | 指定介護老人施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等をご利用頂き、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、要介護1以上で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用頂けます。 |
| (2) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 恵光苑 |
| (3) 施設の所在地 | 徳島県小松島市坂野町字櫛のべ3 2 番地の1 |
| (4) 電話番号 | 0 8 8 5 - 3 7 - 3 0 0 0 |
| (5) 管理者 | 家神 記志子 |
| (6) 入所定員 | 6 1 人 |

3. 居室の概要

4人・2人・1人部屋がありますが、入所時にご契約者やご家族のご希望又は心身の状況によりご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

但し、入所者においても、基本的にはご家族と協議のうえ決定するものとしますが心身の状況等により緊急に居室を変更する場合があります。ご了承下さい。

4. 職員の配置状況

当苑は、指定基準に定められた職員を配置しています。

職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	1名	生活の相談にあたる
看護職員	4名以上	利用者の健康維持のための適切な措置をとる
介護職員	16名以上	サービス計画に基づいて日常生活が送れるよう支援する
管理栄養士	1名	栄養や身体の状態、嗜好に基づき献立調理指導を行う
機能訓練指導員	1名	利用者の日常生活上の機能訓練を行い、生活機能の改善、維持を行う。
介護支援専門員	1名	利用者又は家族の希望に配慮し施設サービス計画を作成し説明を行う
医師	2名以上	健康管理、療養上の指導を行う

5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書 第3条、第4条関係）

※料金については、別紙料金表を参照

(1) 介護給付によるサービス（契約書第3条参照）

サービス利用料金（1日あたり）別表参照

(2) その他介護給付サービス加算

- 「初期加算」 利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算
- 「入院・外泊時加算」 利用者が入院及び外泊した場合、1月に6日を限度として加算（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）
- 「療養食加算」 医師の指示に基づく療養食を提供した場合
- 「生活機能向上連携加算」 医師が訪問し、共同で利用者さんのアセスメント（状態を評価すること）を行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する加算
- 「機能訓練加算」 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、入苑者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合
- 「看取り介護加算」 医師が終末期にあると判断した入苑者について、医師・看護師、介護職員等が協力して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り看護を行った場合に、死亡前30日を限度として、死亡月に加算
- 「看護体制加算」 看護職員により、又は医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保し、看取りに関する指針を策定し入所の際に、入所者・家族等への説明を行い、同意を得ている場合

- 「日常生活継続支援加算」 一定以上の「重度者」または「重度認知症者」を受け入れ、それに対応できる質の高い介護職員の配置
- 「高齢者施設等感染対策向上加算」 感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築、適切な対応を行うことや他の入所者等への感染拡大を防止するための取り組みを評価する加算
- 「協力医療機関連携加算」 協力医療機関は入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しており、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していることなどを評価する加算
- 「新興感染症等施設療養費」 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行ったうえで、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する加算
- 「褥瘡マネジメント加算」 褥瘡の発生リスクを防止するための計画を立て、適切に管理していることを評価する加算
- 「ADL維持等加算」 利用者の日常生活動作（ADL）の維持や改善の度合いが一定の水準を超えている場合に算定
- 「自立支援促進加算」 入所者の自立支援に関する取組を強化していることを評価する加算
- 「排せつ支援加算」 排せつに介護を要する入所者のうち、適切な対応を行うことによつて要介護状態の軽減が見込まれると医師等が判断した者に対して評価、計画作成、支援を継続することを評価する加算
- 「退所時情報提供加算」 医療機関へ退所する際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する加算

(3) 介護保険の給付対象にならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の個人負担となります

- ① 特別な食事（酒を含みます）～ご契約者の希望に基づいた特別な食事
- ② 貴重品の管理
- ③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者のご希望により参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ④ 複写物の交付 1枚につき
- ⑤ 電気製品使用料 1品につき（テレビ・ラジオ・電気毛布・携帯電話等）
- ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約に負担いた

だくことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・髭剃り・綿棒・ ティッシュペーパー・その他の日常生活上の消耗品

⑦ 契約書第 2 1 条第 2 項に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
個室	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

⑧ 食事に係る料金

被保険者第 1 段階	300
被保険者第 2 段階	390
被保険者第 3 段階①	650
被保険者第 3 段階②	1,360
被保険者第 4 段階以上	1,445

⑨ 居住に係る料金 (個室)

被保険者第 1 段階	380
被保険者第 2 段階	480
被保険者第 3 段階①	880
被保険者第 3 段階②	880
被保険者第 4 段階以上	1,231

⑩ 居住に係る料金 (多床室)

被保険者第 1 段階	0
被保険者第 2 段階	430
被保険者第 3 段階①	430
被保険者第 3 段階②	430
被保険者第 4 段階以上	915

(4) 利用料金

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算された金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 徳島大正銀行 小松島支店 普通預金

(5) 入苑中の医療の提供について

医療機関の名称 藤野医院
診療科 内科・胃腸科・循環器科
服薬管理は看護師がします。

(6) 施設を退所して頂く場合(契約の終了について)

契約書 第15条参照

- ・ご契約者から退所の申し出(中途契約・契約解除)

契約書 第16条・第17条参照

- ・事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

契約書 第18条参照

- ・契約者が病院等に入院された場合の対応について

契約書 第20条参照

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。

1日あたり 別表参照

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院された場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

- ・円滑な退所のための援助 契約書 第19条参照

6. 残置物引取人

契約書 第22条参照

7. 苦情の受付について 契約書 第24条参照

(1) 当施設における苦情の受付

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問・苦情がございましたら、当施設ご利用相談室（窓口担当者 甘利かおる）（TEL 0885-37-3000 FAX0885-35-7335）までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任もって調査、改善をさせていただきます。（責任者 家神記志子）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小松島市役所福祉事務所 介護保険課	小松島市横須町1-1 0885-32-3507
阿南市役所 介護ながいき課	阿南市富岡町トノ町12番地3 0884-22-1793
徳島市介護保険課	徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5586
勝浦町介護福祉課	勝浦町大字久国字久保田3 0885-42-1501
那賀町役場 健康福祉課	那賀町延野字王子原31番地1 0884-62-1141
国民健康保険団体連合会 （国保連）（苦情相談窓口）	徳島市川内町平石若松78番地の2 088-665-7205
徳島県社会福祉協議会	徳島市中昭和町1丁目2 088-654-4461

8. 事故発生時の対応について

万一、利用者の方の身体に関する事故が発生した場合は、直ちにご家族の方、関係医療機関に連絡し、迅速に対応致します。

9. 事業継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

期的に実施します。

- ③定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

10. ハラスメント防止

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11. 虐待防止

施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①施設はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

④施設は次の通り虐待防止担当者を定めます。

虐待防止担当者	施設長	家神記志子
---------	-----	-------

12. 感染症対策について

施設において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- ②事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をしています。
- ③事業者における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
- ④従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的
に実施します。

1 3. 身体の拘束等

当施設は、原則として入所者様に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者または担当医師が判断し、身体拘束その他の入所者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態および時間、その際の入所者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族様に説明し、同意を得た上で診療録に記録することとします。

指定介護福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設 恵光苑

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____

契約者住所 _____

氏名 _____

この重要事項説明書は、令和6年7月15日に作成したものです。入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。今後厚生労働省や県・市町村解釈によっては、多少変更する可能性があります。

料 金 表

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

(個室料金表)

(1日当たり) 単位：円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者のサービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険からの給付額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. 利用者負担額 10%	589	659	732	802	871
4. 利用者負担額 20%	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
5. 利用者負担額 30%	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613

(多床室料金表)

(1日当たり) 単位：円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者のサービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. うち介護保険からの給付額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. 利用者負担金 10%	589	659	732	802	871
4. 利用者負担額 20%	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
5. 利用者負担額 30%	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613

その他介護給付サービス加算

(1日当たり) 単位：円

加 算	介護給付額 100%	内自己負担額 10%	内自己負担額 20%	内自己負担額 30%
初期加算	300	30	60	90
入院・外泊時加算	2,460	246	492	738
生活機能訓練加算	120	12	24	36
療養食加算	180(60/食)	18(6/食)	36(12/食)	54(18/食)
生活機能向上連携加算Ⅰ (3月に1回)	1,000	100	200	300
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000	200	400	600
生活機能向上連携加算Ⅱ (個別機能加算を算定している場合)	1,000	100	200	300
個別機能訓練加算Ⅰ	120	12	24	36
個別機能訓練加算Ⅱ	200	20	40	60
看護体制加算(Ⅰ)	40	4	8	12

看護体制加算（Ⅱ）	80	8	16	24
安全対策体制加算（1回限り）	200	20	40	60
科学的介護推進体制加算Ⅰ	400	40	80	120
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500	50	100	150
サービス提供体制加算Ⅰ	220	22	44	66
サービス提供体制加算Ⅱ	180	18	36	54
サービス提供体制加算Ⅲ	60	6	12	18
高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅰ	100	10	20	30
高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ	50	5	10	15
協力医療機関連携加算	1,000	100	200	300
新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度）	2,400	240	480	720
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30	3	6	9
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	130	13	26	39
ADL維持等加算Ⅰ	300	30	60	90
ADL維持等加算Ⅱ	600	60	120	180
排せつ支援加算Ⅰ	100	10	20	30
排せつ支援加算Ⅱ	150	15	30	45
排せつ支援加算Ⅲ	200	20	40	60
退所時情報提供加算	2,500	250	500	750

*なお、令和6年6月1日より、支給限度額管理の対象外として、介護職員等処遇改善加算Ⅱ所定単位数の13.6%が利用料に加算されます。

2. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	通常 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	1日 1,445円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

※重要事項説明書5（3）①に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

②居室 滞在に必要な費用・・・光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費）

1日あたりの利用料（居住費）

居住（滞在） に必要な費用	通常 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室 (2、4人室)	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 430円
個室	1日 1,231円	1日 380円	1日 480円	1日 880円	1日 880円

③その他

(1) 1ヶ月毎に料金をお支払い頂くサービス

	利用料金	利用の有無
貴重品の管理サービス	500円	

(2) 1回のご利用毎に料金をお支払い頂くサービス

ご利用サービス	利用料金	利用の有無
特別な料理（お酒を含む）	要した費用の実費	
レクリエーション	材料代等の実費	
クラブ活動	材料代等の実費	
日常生活消耗品	実費	
複写物の交付	1枚 10円	
行事等の写真	実費	
行事等のご家族の食事	要した費用の実費	

例・・・クラブ活動 ～ 華道（材料代等の実費）

日常生活消耗品	利用料金	利用の有無
歯磨き粉	購入価格	
入れ歯洗浄剤	購入価格	
歯ブラシ	購入価格	
綿棒	購入価格	
ティッシュペーパー	購入価格	
その他	購入価格	

(3) 1日のご利用毎に料金をお支払い頂くサービス

ご利用サービス	利用料金	利用の有無
電気製品	1品につき100円	

*介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容・事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

*1ヶ月に満たないサービスに関する利用料金は、日割計算
(1ヶ月あたり利用料金×12ヶ月÷365日×利用日数)

*利用者のご希望により施設外サービスを希望される場合
外出・外泊の送迎等

30分未満	500円
1時間未満	1,000円
1時間以上30分毎に	1,000円増加

【重要事項説明書付属文書】

1. サービス提供における事業者の義務 (契約書 第9条、第10条参照)

2. 施設利用の留意事項

①持ち込み制限

飲食物 衛生面、成人病の心配、事故の防止、健康を害するため
全くダメなもの もち類、あめ、酒、タバコ

②外出・外泊 (契約書 第23条参照)

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

③食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書に定める「食事に係る自己負担」は減免されます。

④施設・整備の使用上の注意 (契約書 第11条)

⑤喫煙

施設内は禁煙となります。

⑥面会

来苑者は、必ずその都度職員に届けて下さい。

面会時間 午前9:00～午後8:00

2. 損害賠償について (契約書 第12条、第13条参照)

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）個人情報においては、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

利用者のための施設サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、又は協力医療機関との連携、入院時等において必要と認める場合

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム恵光苑
施設長 家神 記志子 殿

契約者 氏名 _____

利用者（契約者と利用者が同一でない場合）

氏名 _____

個人情報開示について

個人の施設サービス提供記録の閲覧の希望の方は、随時開示いたします。

契約者 氏名 _____

利用者（契約者と利用者が同一でない場合）

氏名 _____